

Series 国民年金 国民年金保険料の納付について

by 市民課・各支所地域振興課 本庁 ☎ 0986-76-8805 大隅 ☎ 099-482-5923 財部 ☎ 0986-72-0934
鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121 (はじめに音声ガイドが応答します)

保険料は納付期限までに納めましょう

平成30年4月から平成31年3月分までの国民年金保険料は、月額16340円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対し、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内を行っています。

曾於市に住所のある方(鹿屋年金事務所管内)への案内は「日立トリプルウィン・NTT印刷共同企業体(☎0120・211・231)」という民間事業者が担当しています。

平日の日中に連絡がつかない方へは、土日祝日の朝8時から夜9時にかけても電話や訪問をする場合があります。

なお、平成29年7月13日以降、

民間事業者の訪問員による「保険料の収納業務」については中止していますので、**現金をお預かりすることは一切ありません。**また、銀行口座を指定してATMの操作により振込みをお願いすることは**ありません。**

保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態や、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」がありますので、市役所国民年金窓口で手続きをしてください。

なお、平成30年度分(平成30年7月分〜平成31年6月分まで)の免除等の受付は平成30年7月1日から開始されます。また、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請することができます。

後納制度について

後納制度とは、国民年金保険料の納め忘れ(免除承認期間を除く)がある場合に、過去5年以内であればさかのぼって納めることができる制度です。

後納制度で保険料を納付すると、不足している期間の保険料を納めることにより、年金の受給資格を得られる可能性があります。また、将来受け取る年金額が増額します。

3年度以上さかのぼって納める場合は、当時の保険料に一定の加算が付きまます。

後納制度は**平成30年9月末で終了します。**この機会にぜひ後納制度をご利用ください。なお、申込みをする場合は、**納付期限が9月末となります**ので、お早目にお申し込みください。

鹿屋年金事務所による移動相談

※相談は無料ですが予約が必要です。枠に限りがありますので、早めにご予約ください。

期 日	時 間	場 所	予約先
5月 10日(木)	午前10時~午後3時	大隅支所別館 2階大会議室	大隅支所 市民係 ☎ 099-482-5923
6月 7日(木)		本庁(末吉) 1階会議室	本庁 国民年金係 ☎ 0986-76-8805

※鹿屋や都城の年金事務所へ直接相談に行かれる方も、Tel 0570-05-1165へ必ずご予約をお願いします。予約がない場合は、待ち時間が長くなったり、その日のうちに相談が受けられない場合があります。

Notice 2018.5 第3子出産祝金のお知らせ

by 財部福祉事務所 ☎ 0986-72-0936 本庁介護福祉課 ☎ 0986-76-8807 大隅保健福祉課 ☎ 099-482-5925



市では、少子化対策の一環として第3子以降に生まれたお子さんに対して、1人あたり10万円の祝金を支給します。

受給資格

曾於市の住民で出産後3カ月以上、曾於市に生活の根拠を置いている方

申請書

本庁および各支所に申請書がありますので、必要事項をご記入のうえ、提出してください。

なお、申請してから支給までは約3カ月間かかります。

※写真は平成30年3月16日に本庁と財部支所で行われた支給式の様子です。

Notice 2018.5 住宅取得祝金支給制度のお知らせ

by 本庁企画課 定住推進係 ☎ 0986-76-8802

対象者

市内に居住するため住宅を新築または購入した方

申請

新築・購入の日以後1年以内に申請してください。

なお、新築・購入の基準日は、法務局の登記（新築・所有権移転）の日付とします。

基本の祝金等

市内業者による新築

商品券10万円分、現金10万円

市外業者による新築

商品券5万円分、現金5万円

未入居の建売住宅購入

商品券5万円分、現金5万円

右記以外の中古住宅購入

商品券2万5千円分、現金2万5千円

※中古住宅とは、居住が可能で耐用年数が10年以上見込まれるものです。

転入者加算

転入して1年以内の方に

は、商品券5万円分と現金5万円を加算します。なお、本市から転出後3年以内の再

転入は対象外とします。

支給対象外となるもの

・市税等の滞納者

・住宅リフォーム促進補助金、危険廃屋解体撤去補助金を受けた方



4月17日に行われた交付式

Series 税チャンネル 平成30年度の納税が始まります

by 税務課・各支所地域振興課 本庁 ☎ 0986-76-8804 大隅 ☎ 099-482-5922 財部 ☎ 0986-72-0932

平成30年度各種税・料の納税が始まります

平成30年度の各種税・料の納期については市報3月号でお知らせしたところですが、5月は固定資産税（1期）と軽自動車税（全期）の納期となっております。納税通知書が発送されます。

通知書に記載されている内容をご確認いただき、納期内納付をお願いします。

軽自動車税の減免について

身体障がい者（歩行困難等）の方、公益のために軽自動車を所有する社会福祉法人等については、減免制度があります。※障がいの等級によっては減免を受けられないことがあります。

固定資産税の減免について

生活保護を受けている方の所有する固定資産税、公益のため使用されている固定資産税は、減免を受けることができます。

減免の申請は納期限までに

軽自動車税・固定資産税の減免申請をされる場合は、**納期限までに**申請をしてください。納期限を過ぎますと減免できなくなりますので、ご注意ください。

軽自動車税の納税証明書について

軽自動車税を、口座振替で納付いただいている方へお知らせします。

口座振替で納付いただいている場合、納付の確認ができるのに、振替日から2、3日を要します。そのため、6月初めの数日間、車検に必要な納税証明書を取りに来庁されても、発行することができない場合があります。

その場合は、お手数ですが振替えされた預金通帳を記載しご持参いただければ、振替えされたことを確認し、証明を発行します。

また、口座振替が確認でき次第、例年どおり納税証明（ハガキ）を送付します。

夜間・休日の納税相談について（お知らせ）

市税等の納付に関して困っている方、お悩みの方はいらつしやいませんか。

「病気や失業で納期どおりに納められない」、「税金を滞納しているが、一括納付は難しい」、「納付せず放っておいたら、延滞金が多額になっていった」等、納税に関してお悩みの方は、**早めに納税相談**を行うことで、なるべく無理のない納税計画を立てることが出来ます。

また、「仕事が終わるのが夕方5時過ぎで、間に合わない」、「平日は仕事を休めない」等の理由で相談に行けないという方は、次の日程で夜間・休日納税相談を行いますので、是非ご利用ください。

夜間相談 平成30年5月23日（水）
午後5時30分～午後8時

休日相談 平成30年5月27日（日）
午前8時30分～正午

場所 曾於市役所 本庁 税務課

※大隅・財部支所では、夜間・休日相談は行っていません。

※印鑑を持参の上、来庁ください。

税務課では、平日に来庁できない方を対象に、今後も夜間・休日相談を行う予定です。日程は随時市報等でお知らせします。

なお、平日の納税相談は、常時お受けしていますので、本庁 税務課 滞納整理係へ、来庁もしくはお電話ください。

5月の納期について

<input type="checkbox"/> 固定資産税	1期
<input type="checkbox"/> 軽自動車税	全期

※口座振替を利
 振替日にお
 座替にのり
 口れ31日
 ※さ5月ま
 5月まご
 座替を利
 振替日にお
 座替にのり
 口れ31日
 ※さ5月ま
 5月まご

Notice 2018.5 軽自動車税の税率について

by 税務課・各支所地域振興課 本庁☎0986-76-8804 大隅☎099-482-5922 財部☎0986-72-0932

ご自分の車がどこに当てはまるか確認し、納期限までに納付をお願いします。

◆原動機付自転車、軽二輪、二輪の小型自動車、小型特殊自動車

車種区分			税率(年額)
			平成30年度
二輪	原動機付自転車	50cc以下	2,000円
		50cc超 90cc以下	2,000円
		90cc超 125cc以下	2,400円
		ミニカー(20ccを超え50cc以下)	3,700円
	軽二輪	125cc超 250cc以下	3,600円
	二輪の小型自動車	250cc超	6,000円
小型特殊自動車		農耕作業用	2,400円
		その他(フォークリフト等)	5,900円

◆軽四輪車および軽三輪車(登録日と経過年数に応じて税率が決定)

車種区分			税率(年額)		
			平成17年4月～平成27年3月の間に最初の新規検査を受けた車両	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両	重課税率 最初の新規検査から13年を経過した車両
軽四輪車 (総排気量 660cc以下)	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
軽三輪車(総排気量660cc以下)			3,100円	3,900円	4,600円

※最初の新規検査を受けた車両とは、初めて車両番号の指定(ナンバープレートの交付)を受けた車両をいいます。
 ※重課税率の対象は、自動車検査証の初年度検査年月が平成17年3月以前の車両となります。(電気・天然ガス・ハイブリッド等および被けん引車を除く)

◆軽四輪車および軽三輪車(登録日と経過年数に応じて税率が決定)

平成27年度税制改正で実施された軽課税(グリーン化特例)について、特例措置が延長になりました。これにより、平成29年4月1日から平成30年3月31日に新規検査をした車両で、基準を満たす車両については、平成30年度分の軽自動車税に限り、軽課税が適用されます。

車種区分			① 75%軽減	② 50%軽減	③ 25%軽減
軽四輪車 (総排気量 660cc以下)	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円
軽三輪車(総排気量660cc以下)			1,000円	2,000円	3,000円

①	電気自動車・天然ガス自動車		
②	ガソリン車	乗用	平成32年度(2020年)燃費基準+30%達成
		貨物	平成27年度燃費基準+35%達成
③	ハイブリッド車	乗用	平成32年度(2020年)燃費基準+10%達成
		貨物	平成27年度燃費基準+15%達成

※②③は平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る。
 ※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。